

参画と協働のまちづくり審議会 答申書（案）に係る意見と反映状況

ページ	項目	該当箇所、意見等	反映状況
2	見出し	2 自治基本条例等の検証の経過と視点	御意見のとおり修正しました。
3	「3 検証の結果」の3行目	関係条例や諸制度の整備が遅れたこともあり現段階においては、自治基本条例の理念や参画手続きなどについての市民の認知度は前進したとは言えず、市民生活全般にわたって、市民主体の自治が十分に機能しているわけではありません。この理由は、行政が市民自治の推進のため自治基本条例を積極的に運用活用し、自治基本条例を市民生活に浸透させるための真摯な努力に欠けているところにも一因があります。市民・議会・行政のそれぞれが、参画と協働についての取り組みを強力に推進し、自治基本条例の理念の具現化をはかることが必要と考えます。	「自治基本条例の理念の具現化 につなげ を図っていくことが必要と考えます。」に修正しました。 本意見については、基本的には会議での発言を踏まえた原文のとおりとし、一部の表現を修正しました。
3	9行目	時代や社会情勢は、自治基本条例の役割をますます必要としています。自治基本条例に関係する諸条例や諸制度は、昨年度に整ったばかりであり、その施行・運用開始から間もないため、基本的には条文	本意見の冒頭の一文については、御意見のとおりと考えます。 しかしながら「2 自治基本条例等の検証と視点」において背景についての記述に議論があったこ

※ページは、9月14日版のものです。

ページ	項目	該当箇所、意見等	反映状況
		を改正する必要はないと考えます。	とと、ここでは「時代や社会情勢の変化に即したものであるとなっているか」を検証の視点していることから、「時代や社会情勢は、自治基本条例の役割をますます必要として」いるにもかかわらず、「条文を改正する必要はないと考えます。」とすると、混乱が生じる可能性があるため、ここでは原文のとおりとしました。
3	第5条の 末尾	関わっていく <u>環境醸成</u> が必要です。	環境醸成の必要性については、御意見のとおりと考えますが、「市民の責務」の項目であることと、「4 今後の課題」で同趣旨のことが述べられていることから原文のとおりとしました。
3	第10条 の末尾	意識を高めるため、 <u>実践的</u> 研修が必要です。	第5回会議における「研修するだけでなく、実践が必要である。」との御意見を受けた表現であるため、原文のとおりとしました。
4	第20条 の末尾	この計画の <u>点検から始めるべき</u> です。	本意見については、「計画を作成すること」を記述したものであるため、原文のとおりとしました。

※ページは、9月14日版のものです。

ページ	項目	該当箇所、意見等	反映状況
4	第5条 3行目	し、 自ら見識を高め 、市民に対して啓発に努めるよう求めます。	「市民提案制度を有効に運用するには、市役所職員の参画と協働に対する理解が必要です ので 。 行政は 必要に応じて職員研修を実施し、 職員は自ら見識を深め 、市民に対して啓発に努めるよう求めます。」と修正しました。 原文に加筆して「誰が」「何をするか」を整理しました。
5	その他	住民の権利 を周知していくための について パンフレットなど を利用して周知してゆく ことが必要です。	タイトルを「●参画と協働に関するパンフレット等 について 」に修正しました。 また、本文を「市民参画条例や関連制度の周知を図るため、条例に記載されていない各法令を含め て た 住民の権利 を周知していくための について パンフレットなどを 活用していく ことが必要です。」に修正しました。
6	(1) 検証 の方法	今後の検証の際には、 <u>市民や第三者の専門家から意見聴取をするとともに</u> 市民・議会・行政	御意見のうち市民に関しては、「市民・議会・行政のそれぞれの視点から十分な検証が行なえるよう」の部分に御意見の意味合いが含まれていることと、第三者の専門家に関しては、審議会条例第3条

※ページは、9月14日版のものです。

ページ	項目	該当箇所、意見等	反映状況
6	(3) 市民への周知	分かりやすく改めるなど、<u>市民に対する各種の情報伝達手段</u>の更なる工夫を凝らし この項目は、3 ページ 3 検証の結果とダブリの部分がある。<u>どちらかの表現に、再検討が必要と考えます。</u>	第 2 項第 2 号に含まれていることから、原文のとおりとしました。 御意見を踏まえて「行政は、自治基本条例の制定後、自治基本条例の理念や参画手続などを広報紙やホームページに掲載することなどにより、周知活動を行っていますが、<u>検証の結果で述べたとおり</u>、市民の認知度は高いとは言えません。 <u>市民主体の自治を推進するためには、多くの市民に自治基本条例の理念や参画手続などが浸透していることが不可欠です。</u> <u>このため、自治基本条例の理念や参画手続などが広く市民に認知されるよう、参画と協働に関するホームページを分かりやすく改めるなど、市民に対する各種の情報伝達手段について更なる工夫を凝らして、周知に努めていく必要があります。」</u>に修正しました。 前段と後段の間に一文を補足して、この項目で述べたいことを整理しました。

※ページは、9月14日版のものです。